**特定操縦免許制度の改正に関するＱ＆Ａ**

|  |
| --- |
| **新制度の適用対象範囲関係** |
| [Q１　小型旅客船の船長要件について、海上運送法における許可事業・届出事業の区別なく、適用対象（船長に乗船履歴が求められること等）になるのか。](#Q1) |
| [Q２　旅客船以外の事業船（旅客定員12名以下）である「作業船」で人の運送をする不定期航路事業を行っている場合も、新制度（特定操縦免許講習や移行講習、履歴限定）の適用対象になるのか。](#Q2) |
| [Q３　履歴限定制度は、船員法非適用船舶（総トン数５トン未満の船舶や遊漁船）も対象か。](#Q3) |
| [Q４　乗船履歴を求める船長は「沿海区域以遠を航行する事業用小型船舶」とあるが、船舶検査証書に記載されている区域と実際に航行している区域のどちらを基準に考えればよいか。](#Q4) |
| [Q５　既に（改正法の施行前に）特定操縦免許を取得している場合も、新特定操縦免許制度の対象になるのか。](#Q5) |
| [Q６　遊適法に基づく業務管理規程に規定する「案内する漁場」が平水区域内にあれば、船舶検査証書の航行区域が沿海区域となっていても、船長に乗船履歴は不要か。](#Q6) |
| [Q７　湖で遊漁船業を行う場合についても、特定操縦免許が必要となるのか。](#Q7) |
| **乗船履歴関係** |
| [Q８　乗船履歴として認められる大型船舶に、内航海運業法に基づく登録船舶は含まれるか（貨物船等の履歴も認められるか）。](#Q8) |
| [Q９　乗船履歴は何年前の履歴まで認められるか。](#Q9) |
| [Q10　総トン数200トン未満の練習船であれば、学校等の乗船実習も乗船履歴として認められるか。](#Q10) |
| [Q11　機関部の職員又は部員として乗船した履歴でも認められるか。](#Q11) |
| [Q12　遊漁船の場合、どのようなことを行っていれば「船舶の運航」に携わった乗船履歴と認められるのか。いわゆる「中乗り」でもよいか。](#Q12) |
| [Q13　自家用船舶（プレジャーボート等）での乗船履歴も認められるか。](#Q13) |
| [Q14　普段は平水区域に案内しているが、年に数日のみ沿海区域に案内を行う遊漁船事業者の場合、乗船履歴一年以上を満たすことが難しいが、こういう場合どうすればよいか。](#Q14) |
| [Q15　乗船履歴について、総トン数200トン未満の船舶を基準とした根拠は。](#Q15) |
| [Q16　沿海区域を帆走するヨット（船外機又は船内機）の乗船履歴も認められるか。また、機帆走をするかどうかで扱いに違いはあるか。](#Q16) |
| [Q17　船員法非適用の遊漁船に乗り組んだ乗船履歴の証明をするにあたって、遊漁船業務主任者である場合は実務経験証明書を挙証書類とできないか。](#Q17) |
| **乗船履歴の証明（履歴限定）関係** |
| [Q18　船舶所有者が船長を兼ねている場合、誰が乗船履歴を証明すればよいのか。例えば、甲板部員が船長の乗船履歴を証明することは出来るか。](#Q18) |
| [Q19　自宅保管の可搬型ボート（船舶所有者＝船長）での乗船履歴でも履歴限定を解除することは出来るか。](#Q19) |
| [Q20　居住する市町村長による証明は、船員法に基づく指定市町村長に限定されるか。](#Q20) |
| [Q21　１年以上の乗船履歴とは、実際に出航した日数を３６５日分以上、証明する必要があるのか。](#Q21) |
| [Q22　従業区域が「丙区域」の漁船の場合、沿海区域以遠を航行した履歴であることをどのように証明すればよいか。](#Q22) |
| [Q23　遊漁船の場合、沿海区域以遠を航行した履歴であることをどのように証明すればよいか。](#Q23) |
| [Q24 履歴限定解除に必要な書類のうち、「乗船期間中の出勤簿その他勤務の状況を確認出来る書類」について、その他勤務の状況を確認出来る書類とはどのようなものか。](#Q24)**NEW** |
| [Q25（不定期の事業を行う小型旅客船等、小型漁船、遊漁船に乗り組んだ場合）証明する乗船する期間のうち任意の１月分の運航実績を示す書類とはどのようなものか。](#Q25)**NEW** |
| [Q26 任意の１月分の運航実績の期間の取り方に決まりはあるのか。](#Q26)**NEW** |
| [Q27 乗船履歴を自己証明する場合、第三者の追加証明を要するとのことだが、乗船履歴証明書への記名の他、追加で必要となる証明書類はあるのか。](#Q27)**NEW** |
| [Q28　係留施設の管理者や他の船舶所有者が追加証明する場合、どのような証明書類を添付すればよいのか。](#Q28)**NEW** |
| [Q29　遊漁船に乗り組んで業務を行った遊漁船業務主任者が船長の乗船履歴を証明することはできないのか。](#Q29)**NEW** |
| [Q30　マリーナ等の管理者が追加証明を行う場合に添付する管理記録又は領収書は、運航実績を示した任意の１月分でよいか。](#Q30)**NEW** |
| [Q31　操船練習のように旅客が乗船していない状態の運航や遊漁船業務主任者に選任されるために必要な実務研修についても、沿海以遠で実施されたものであれば、履歴限定解除の申請に必要な乗船履歴として認められるのか](#Q32)**NEW** |
| [Q32　不定期の事業を行う場合の乗船履歴については、任意の１月分の運航実績により乗船履歴を算出することとされていることから、「出勤簿その他勤務を確認できる書類」についても、当該１月分の提出をすればよいか。](#Q33)**NEW** |
| [Q33　労働条件通知書等、船舶の乗組員として職務を行ったことを証明する書類とはどのようなものか。](#Q34)**NEW** |
| [Q34　雇用関係がない個人事業主や一人船長の場合、職務を行ったことをどのように証明すればよいか。](#Q35)**NEW** |
| [Q35　不定期で事業を行う小型旅客船、小型漁船又は遊漁船と同じように区画漁業権漁業を行っている漁船や作業船などについても乗船履歴の見なし計算することができるか。](#Q36)**NEW** |
| [Q36　１年以上の実務経験を以て遊漁船業務主任者に選任された者については、「船舶検査手帳の写し（もしくは漁船登録の謄本、居住する市町村の長による規則第32条第2項各号についての証明書）」と「都道府県に提出した実務経験証明書の写し」の２点で履歴限定解除の手続きが可能か。](#Q37)**NEW** |
| **特定操縦免許講習・移行講習関係** |
| [Q37　特定操縦免許講習の料金は。](#Q38) |
| [Q38　特定操縦免許講習の日程は、学科と実技が別日（延べ２日間）になる可能性もあるか？](#Q39) |
| [Q39　特定操縦免許講習のうち、学科講習はＡ講習機関で、実技講習はＢ講習機関で、という風に分けて受講することは可能か。](#Q40) |
| [Q40　特定操縦免許講習の修了試験に不合格となった場合、全ての講習課程を再度受け直す必要があるのか。](#Q41) |
| [Q41　特定操縦免許講習の修了試験で不合格となり補講や再試験は無料で受けられるのか。](#Q42) |
| [Q42　講習の乗船実技科目に使用する小型船舶はどのような船型か。また、修了試験の合格基準は。](#Q43) |
| [Q43　すでに特定操縦免許を取得している者も特定操縦免許講習を受ける必要があるか。](#Q44)[また、海技免許を取得している場合の免除（優遇）措置はあるか。](#Q44) |
| [Q44　移行講習では「事業用小型船舶に３ヶ月以上船長として乗船した履歴」があれば、乗船実技科目が免除になるとのことだが、既存の特定操縦免許受有者であれば、経過措置期間後に特定操縦免許講習を受講する場合も乗船履歴により乗船実技科目免除を受けられるか。](#Q45) |
| [Q45　旧特定操縦免許から新特定操縦免許に切り替えるために必要な手数料等はいくらか。](#Q46) |
| [Q46　経過措置期間に移行講習を受講した場合、更新講習を受けなくても免許証の有効期間は延長されるのか。その際の手数料は。](#Q47) |
| [Q47　移行講習の金額は。](#Q48) |
| [Q48　移行講習の場所や日程は。](#Q49) |
| [Q49　操縦免許証が失効していても特定操縦免許講習や移行講習を受講することは可能か。](#Q50) |
| [Q50　一定の乗船履歴があれば、移行講習の乗船実技科目が免除されるとのことだが、必要な乗船履歴は履歴限定の解除に必要な乗船履歴と同じか。](#Q51) |
| [Q51　小型旅客船・遊漁船における甲板員の乗船履歴は実技免除の対象にならないのか。](#Q52) |
| [Q52　移行講習の乗船実技科目の免除の証明に必要となる書類は。](#Q53) |
| [Q53　移行講習の実技講習の免除を希望する場合、３月以上の船長としての乗船履歴は誰から証明してもらえば良いのか。例えば、個人で遊漁船業を営んでいる方は自己証明で良いのか。](#Q54) |
| [Q54　旧特定操縦免許を持っているが、移行期間中に免許証の有効期間を更新したら経過措置の対象外になってしまうか。](#Q55) |
| [Q55　移行講習を修了して移行講習修了証明書を受領した後、経過措置期間内まで（令和８年３月３１日まで）に新特定操縦免許への切り替え申請をしなかった場合は、移行講習修了証明書は新特定操縦免許申請の添付書類として認められなくなるのか。](#Q56) |
| [Q56　登録特定操縦免許講習機関として登録を受けるための要件や具体的な手続きを教えてほしい。](#Q57) |

**NEW**

**NEW**

**NEW**

**NEW**

**NEW**

**更新**

|  |
| --- |
| **新制度の適用対象範囲関係** |
| **Q１　小型旅客船の船長要件について、海上運送法における許可事業・届出事業の区別なく、適用対象（船長に乗船履歴が求められること等）になるのか。** |
| 特定操縦免許の適用対象範囲は、今般の改正事項では無く、これまで同様に以下の小型船舶が対象となります。このため、海上運送法における許可事業・届出事業の区別は関係ありません。・海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（物のみの運送の用に供する船舶を除く。）・遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する遊漁船 |
| **Q２　旅客船以外の事業船（旅客定員12名以下）である「作業船」で人の運送をする不定期航路事業を行っている場合も、新制度（特定操縦免許講習や移行講習、履歴限定）の対象となるのか。** |
| 「作業船」であっても、海上運送法における人の運送を行う事業を行っている場合は、今般の制度改正に関わらず特定操縦免許の適用対象範囲となるため、新制度の対象となります。 |
| **Q３　履歴限定制度は、船員法非適用船舶（総トン数５トン未満の船舶や遊漁船）も対象か。** |
| 船員法の適用有無に関わらず、事業用小型船舶は履歴限定制度の対象となります。沿海区域を航行する事業用小型船舶の船長は、「履歴限定」が付かない特定操縦免許が必要です。 |
| **Q４　乗船履歴を求める船長は「沿海区域以遠を航行する事業用小型船舶」とあるが、船舶検査証書に記載されている区域と実際に航行している区域のどちらを基準に考えればよいか。** |
| 実際に航行する区域を基準とします。 |
| **Q５　既に（改正法の施行前に）特定操縦免許を取得している場合も、新特定操縦免許制度の対象になるのか。** |
| 既存の特定操縦免許受有者にも新制度が適用されますが、２年間の経過措置期間中に限り、これまでの免許証のまま、特別な手続きを行わなくても、一級又は二級の操縦免許に応じた航行区域で事業用小型船舶に船長として乗船することが出来ます。また、既存の特定操縦免許受有者の方は、経過措置期間中に「移行講習」を修了し、必要な乗船履歴を証明出来る場合、履歴限定の付かない新・特定操縦免許を申請することが可能です。 |
| **Q６　遊適法に基づく業務管理規程に規定する「案内する漁場」が平水区域内にあれば、船舶検査証書の航行区域が沿海区域となっていても、船長に乗船履歴は不要か。** |
| 基本的には不要です。ただし、その場合、一時的であっても、魚群等を追って平水区域を超えて航行すると法令違反となりますのでご注意ください。 |
| **Q７　湖で遊漁船業を行う場合についても、特定操縦免許が必要となるのか。** |
| 遊漁船業の適正化に関する法律第二条第一項の規定による農林水産大臣が定める内水面以外の湖以外は遊漁船業法が適用されません。そのため、特定免許も不要（現在持っている人も移行不要）。なお、遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第一項の規定により、農林水産大臣が定める内水面は次のとおりです。サロマ湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、霞ケ浦、北浦及び外浪逆浦(外浪逆浦と霞ケ浦及び北浦を連絡する水路であって茨城県の区域に属する部分を含む。)、加茂湖、浜名湖、琵琶湖、中海 |
| **乗船履歴関係** |
| **Q８　乗船履歴として認められる大型船舶に、内航海運業法に基づく登録船舶は含まれるか（貨物船等の履歴も認められるか）。** |
| 乗船履歴の対象は船種を限定していないため、貨物船等も含まれます。なお、大型船舶で認められる乗船履歴は、総トン数200トン未満の船舶の船長、航海士、甲板部員としての乗船履歴となります。 |
| **Q９　乗船履歴は何年前の履歴まで認められるか。** |
| 15歳以上の年齢で乗り組んだものであれば、何年前の履歴でも認められます。 |
| **Q10　総トン数200トン未満の練習船であれば、学校等の乗船実習も乗船履歴として認められるか。** |
| 総トン数200トン未満の船舶（小型船舶を含む）の船長、航海士又は甲板部員としての乗船履歴が必要であり、「乗船実習」は認められません。 |
| **Q11　機関部の職員又は部員として乗船した履歴でも認められるか。** |
| 甲板部以外の部門における乗船履歴は認められません。 |
| **Q12　遊漁船の場合、どのようなことを行っていれば「船舶の運航」に携わった乗船履歴と認められるのか。いわゆる「中乗り」でもよいか。** |
| 釣り技術や安全管理の指導を行う、いわゆる「中乗り」要員として雇用されている場合も、業務中に見張りや操船を行っていれば、乗船履歴として認められる場合があります。この場合、業務規程（別表２）により業務内容をご確認させていただきます。 |
| **Q13　自家用船舶（プレジャーボート等）での乗船履歴も認められるか。** |
| プレジャーボート等の自家用船舶における船長歴等も乗船履歴として認められます。ただし、船舶所有者が船長を兼ねる場合、マリーナ等の船舶管理者又は所属する団体の長等、第三者による証明が追加で必要となります。なお、マリーナ等の船舶管理者が証明を行う場合は、乗船していたことを明らかにしうる書類（例：マリーナ等の管理記録、領収書等）の提出が必要となります。（所属する団体の長が証明を行う場合は不要） |
| **Q14　普段は平水区域に案内しているが、年に数日のみ沿海区域に案内を行う遊漁船事業者の場合、乗船履歴一年以上を満たすことが難しいが、こういう場合どうすればよいか。** |
| 履歴限定の付かない特定操縦免許を取得するために必要な乗船履歴は、総トン数200トン未満の船舶であれば、遊漁船以外の船舶に乗り組んだ履歴でも対象となります。これまでに総トン数200トン未満の漁船等において沿海区域以遠で操業されていたことがある場合、その際の乗船履歴を証明していただければと思います。 |
| **Q15　乗船履歴について、総トン数200トン未満の船舶を基準とした根拠は。** |
| 乗船履歴として認める範囲については、200トン未満の船舶にあっては、甲板部において見張り等を１名で行うことが許容されているなど、配乗基準上、小型旅客船との類似性が認められることから、規制の導入目的である船長の資質向上と事業者負担のバランスを総合的に勘案し、乗船履歴として認める範囲に含めることとしたものです。 |
| **Q16　沿海区域を帆走するヨット（船外機又は船内機付）の乗船履歴も認められるか。また、機帆走をするかどうかで扱いに違いはあるか。** |
| 船舶職員法の適用がある船舶（大きさが長さ３メートル以上又は機関出力が１．５キロワット以上）であることが船舶検査証書等で確認できるものであれば、船外機か船内機かに関わらず、乗船履歴として認められます。 |
| **Q17　船員法非適用の遊漁船に乗り組んだ乗船履歴の証明をするにあたって、遊漁船業務主任者である場合は実務経験証明書を挙証書類とできないか。** |
| １年以上の実務経験をもって遊漁船業務主任者に選任された方については、第３号様式（一般用）または第４号様式（自己証明用）等に代えて、都道府県に提出した実務経験証明書の写しにより、乗船履歴を証明することができます。 |
| **乗船履歴の証明（履歴限定）関係** |
| **Q18　船舶所有者が船長を兼ねている場合、誰が乗船履歴を証明すればよいのか。例えば、甲板部員が船長の乗船履歴を証明することは出来るか。** |
| 船員手帳を受有しない場合であって船舶所有者が船長を兼ねる場合、船舶所有者が自らの乗船履歴を証明することが出来ます（甲板部員が船長の履歴を証明することは出来ません）。ただし、船舶所有者が船長を兼ねる場合、マリーナ等の船舶管理者又は所属する団体の長等、第三者による証明が追加で必要となります。なお、マリーナ等の船舶管理者が証明を行う場合は、乗船していたことを明らかにしうる書類（例：マリーナ等の管理記録、領収書等）の提出が必要となります。（所属する団体の長が証明を行う場合は不要） |
| **Q19　自宅保管の可搬型ボート（船舶所有者＝船長）での乗船履歴でも履歴限定を解除することは出来るか。** |
| 「自宅保管の可搬型ボート」が、船舶職員及び小型船舶操縦者法が適用されないミニボート（長さ3m未満かつ機関出力1.5kW未満の船舶）等でなければ、乗船履歴として認められます。　ただし、船舶所有者が船長を兼ねる場合、マリーナ等の船舶所有者又は所属する団体の長等、第三者による証明が追加で必要となります。　なお、マリーナ等の船舶管理者が証明を行う場合は、乗船していたことを明らかにしうる書類（例：マリーナ等の管理記録、領収書等）の提出が必要となります。（所属する団体の長が証明を行う場合は提出不要） |
| **Q20　居住する市町村長による証明は、船員法に基づく指定市町村長に限定されるか。** |
| 限定されません。 |
| **Q21　１年以上の乗船履歴とは、実際に出航した日数を３６５日分以上、証明する必要があるのか。** |
| 乗船履歴の証明は、船舶法適用船舶や運航形態等により異なりますので、HPの「乗船履歴の証明に必要な書類の早見表・乗船日数の計算方法・申請書類の記入例等」よりご確認ください。 |
| **Q22　従業区域が「丙区域」の漁船の場合、沿海区域以遠を航行した履歴であることをどのように証明すればよいか。** |
| 漁業法に基づく農林水産大臣又は都道府県知事による漁業許可証に記載された「操業区域」等によりご確認させていただきます。 |
| **Q23　遊漁船の場合、沿海区域以遠を航行した履歴であることをどのように証明すればよいか。** |
| 遊適法に基づく業務規程に記載された「案内する漁場の位置」等によりご確認させていただきます。 |
| **Q24　履歴限定解除に必要な書類のうち、「乗船期間中の出勤簿その他勤務の状況を確認出来る書類」について、その他勤務の状況を確認出来る書類とはどのようなものか。** |
| 　その他勤務の状況を確認出来る書類については、たとえば、出航前点検簿や漁獲高日報等が想定されます。　なお、不定期の事業を行う小型旅客船等、小型漁船、遊漁船に乗り組んだ場合は、任意の１月分の運航実績を示す書類の提出が必要となりますが、こちらの書類で運航日、乗組員、使用船舶、航行区域等が確認できるようであれば、その他勤務の状況を確認出来る書類等の提出は省略することができます。 |
| **Q25　（不定期の事業を行う小型旅客船等、小型漁船、遊漁船に乗り組んだ場合）証明する乗船する期間のうち任意の１月分の運航実績を示す書類とはどのようなものか。** |
| 運航日、乗組員、使用船舶、航行区域等を確認できる書類となります。様式のひな形はこちらになります。（[証明する乗船期間のうち任意の１か月分の運航実績](https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001759371.xlsx)）その他、遊漁船に乗り組んだ乗船履歴であれば、業務規程にある出航前検査記録簿や乗務記録も活用いただけます。 |
| **Q26　任意の１月分の運航実績の期間の取り方に決まりはあるのか。** |
| 期間の取り方に決まりはありません。例えば、６月１日～７月３１日の間乗組員であった場合に、「６月１０日～７月９日」といった取り方としても差し支えありません。 |
| **Q27　乗船履歴を自己証明する場合、第三者の追加証明を要するとのことだが、乗船履歴証明書への記名の他、追加で必要となる証明書類はあるのか。** |
| 市町村長の長や所属団体の長が証明する場合は追加の証明書類は不要ですが、係留施設の管理者等が追加証明する場合には乗船履歴証明書への記名に加え、追加の証明書類を添付してください。 |
| **Q28　係留施設の管理者等が追加証明する場合、どのような証明書類を添付すればよいのか。** |
| 被証明者が乗船していたことが分かる書類を添付してください。（例）・係留施設の管理者が証明する場合　　マリーナ等の管理記録、領収書の写し　等 |
| **Q29　遊漁船に乗り組んで業務を行った遊漁船業務主任者が船長の乗船履歴を証明することはできないのか。** |
| 乗船履歴は船舶所有者又は船長の証明が必要となるため、遊漁船業務主任者（船長を兼務している場合を除く）が証明をすることはできません。 |
| **Q30　マリーナ等の管理者が追加証明を行う場合に添付する管理記録又は領収書は、運航実績を示した任意の１月分でよいか。** |
| 不定期において、乗船した事実を明らかにし得る書類は任意の１月分の運航実績として示した月の１月分のみで構いません。 |
| **Q31　操船練習のように旅客が乗船していない状態の運航や遊漁船業務主任者に選任されるために必要な実務研修についても、沿海以遠で実施されたものであれば、履歴限定解除の申請に必要な乗船履歴として認められるのか。** |
| 雇用された後に甲板部員等として乗り組んでいるものであれば、乗船履歴に含めることができます。（会社に雇用されていない研修生として乗り組んでいるものであれば、含めることはできません。） |
| **Q32　不定期の事業を行う場合の乗船履歴については、任意の１月分の運航実績により乗船履歴を算出することとされていることから、「出勤簿その他勤務を確認できる書類」についても、当該１月分の提出をすればよいか。** |
| 事業期間が２月以上の場合は任意の１月分の運航実績により示した月の出勤簿等の写しを提出いただくことで構いません。 |
| **Q33　労働条件通知書等、船舶の乗組員として職務を行ったことを証明する書類とはどのようなものか。** |
| 労働条件通知書のほか、雇用契約書や就業証明書など雇用契約の期間、業務内容、勤務日（週５勤務等）が確認できる書類となります。 |
| **Q34　雇用関係がない個人事業主や一人船長の場合、職務を行ったことをどのように証明すればよいか。** |
| 船舶の乗組員として業務に従事を始めた時期が記載された書類など、職務に従事した期間が確認できる書類により証明することができます。例えば、事業の開業届や遊漁船業務規程（個人事業主や一人船船長）、青色事業専従者に関する届出（同居の親族や家事使用人）等により職務に従事した期間を確認させていただきます。 |
| **Q35　不定期で事業を行う小型旅客船、小型漁船又は遊漁船と同じように区画漁業権漁業を行っている漁船や作業船などについても乗船履歴の見なし計算することができるか。** |
| 事業期間と雇用期間を確認できる書類を提出いただければ、１ヶ月のみなし計算を行うことは可能です。例えば、区画漁業権漁業であれば、小型漁船の履歴解除で求められる書類のうち漁業許可証を区画漁業免許状に代えて提出いただくことが可能です。 |
| **Q36　１年以上の実務経験を以て遊漁船業務主任者に選任された者については、「船舶検査手帳の写し（もしくは漁船登録の謄本、居住する市町村の長による規則第32条第2項各号についての証明書）」と「都道府県に提出した実務経験証明書の写し」の２点で履歴限定解除の手続きが可能か。** |
| １年以上の実務経験を以て遊漁船業務主任者に選任された方については、令和６年４月１日施行の改正遊適法に基づく新様式の場合は、実務経験証明書の写し及び船舶検査手帳の写し（もしくは漁船登録の謄本、居住する市町村の長による規則第32条第2項各号についての証明書）で履歴限定解除の手続きが可能となります。なお、令和６年４月１日以前の旧様式の場合は、実務経験証明書に加え、航行区域が分かる書類（遊漁船業務規程別表２ 等）が追加で必要となります。 |
| **特定操縦免許講習・移行講習関係** |
| **Q37　特定操縦免許講習の料金は。** |
| 講習料金は、講習機関によって異なりますので、受講しようとする登録特定操縦免許講習機関に直接お尋ねください。登録機関はこちらを参照ください。（https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\_mn10\_000024.html） |
| **Q38　特定操縦免許講習の日程は、学科と実技が別日（延べ２日間）になる可能性もあるか？** |
| 学科講習が計５時間（救命１時間、救命以外４時間）以上、実技科目１０時間（救命６時間、乗船実技４時間）以上、合計１５時間以上の講習課程のため、全体で最低２日間以上の講習課程になることが見込まれます。 |
| **Q39　特定操縦免許講習のうち、学科講習はＡ講習機関で、実技講習はＢ講習機関で、という風に分けて受講することは可能か。** |
| 全ての講習課程を、同一の講習機関で受けていただくことになります。 |
| **Q40　特定操縦免許講習の修了試験に不合格となった場合、全ての講習課程を再度受け直す必要があるのか。** |
| 修了試験は科目ごとに行います。このため、修了試験に不合格となった場合、合格基準に達するまで、当該科目に係る補講及び再試験を受けていただきます。 |
| **Q41　特定操縦免許講習の修了試験で不合格となり補講や再試験は無料で受けられるのか。** |
| 補講や再試験は、別途料金が必要となる場合があります。詳しくは受講しようとする登録特定操縦免許講習機関に直接お尋ねください。登録機関はこちらを参照ください。（https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\_mn10\_000024.html） |
| **Q42　講習の乗船実技科目に使用する小型船舶はどのような船型か。また、修了試験の合格基準は。** |
| 乗船実技科目で使用される小型船舶は、長さ４ｍ以上であること以外に船型について規定を設ける予定はございませんが、講習の特性上、講習機関の多くは登録小型船舶教習所を兼ねることが予想されますので、教習で使用するものと同型の場合が多いと考えられます。修了試験の合格基準は以下のとおりです。・学科試験：科目別得点が配点の50％以上、総合成績が合計配点の65％以上・救命試験：得点が配点の65％以上・実技試験：科目別得点が配点の60％以上、総合成績が合計配点の70％以上 |
| **Q43　すでに特定操縦免許を取得している者も特定操縦免許講習を受ける必要があるか。****また、海技免許を取得している場合の免除（優遇）措置はあるか。** |
| 既に特定操縦免許を受有している方は、経過措置期間中（令和８年３月31日まで）であれば、特定操縦免許講習の課程のうち救命科目を除いた「移行講習」を修了することで、新特定操縦免許への移行を申請できます。仮に経過措置期間中に移行しなかった場合は、これまでの特定操縦免許が抹消され、事業用小型船舶に船長として乗船出来なくなります。なお、特定操縦免許が抹消された方や海技免許を取得されている方は、特定操縦免許講習の課程のうち、救命科目が免除されます（したがって、実際に受講する科目は移行講習と同内容となります。）。 |
| **Q44　移行講習に限り「事業用小型船舶に３ヶ月以上船長として乗船した履歴」があれば、乗船実技科目が免除になるとのことだが、既存の特定操縦免許受有者が経過措置期間終了後に特定操縦免許講習を受講する場合は乗船実技科目免除が認められないのか。** |
| 乗船履歴による乗船実技科目の免除は移行講習に限られており、経過措置期間終了後に特定操縦免許講習を受講する場合には、乗船実技科目の免除はございません。 |
| **Q45　旧特定操縦免許から新特定操縦免許に切り替えるために必要な手数料等はいくらか。** |
| 新特定操縦免許を申請する場合、一級又は二級の操縦資格に応じた登録免許税がかかります。・ 一級小型船舶操縦士：２，０００円・ 二級小型船舶操縦士：１，８００円なお、経過措置期間中に新特定操縦免許への切り替えを申請するためには「移行講習」、経過措置期間終了後に申請する場合は「特定操縦免許講習」を修了する必要があり、いずれも講習料金は講習機関によって異なりますが、有料です。 |
| **Q46　経過措置期間に移行講習を受講した場合、更新講習を受けなくても免許証の有効期間は延長されるのか。その際の手数料は。** |
| 新特定操縦免許を取得する場合、免許証の残りの有効期間にかかわらず、その時点から５年間有効の操縦免許証が交付されますので、別途更新講習を受ける必要はありません。この場合に必要な費用は、登録免許税のみです。・ 一級小型船舶操縦士：２，０００円・ 二級小型船舶操縦士：１，８００円 |
| **Q47　移行講習の金額は。** |
| 講習料金は、講習機関によって異なりますので、受講しようとする登録特定操縦免許講習機関に直接ご確認ください。登録機関はこちらを参照ください。（https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\_mn10\_000024.html） |
| **Q48　移行講習の場所や日程は。** |
| 移行講習を行う登録特定操縦免許講習機関は、国土交通省HPにてお知らせいたします。（https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\_mn10\_000024.html）　講習の日程や会場等につきましては、講習機関にお尋ねください。 |
| **Q49　操縦免許証が失効していても特定操縦免許講習や移行講習を受講することは可能か。** |
| 操縦免許証の有効期限切れの状態でもあっても受講は可能ですが、失効再交付後でなければ特定操縦免許の申請はできません。 |
| **Q50　一定の乗船履歴があれば、移行講習の乗船実技科目が免除されるとのことだが、必要な乗船履歴は履歴限定の解除に必要な乗船履歴と同じか。** |
| 履歴限定の解除に必要な乗船履歴とは、要件が異なり、「事業用小型船舶に３ヶ月以上船長として乗船した履歴」が必要となります。 |
| **Q51　小型旅客船・遊漁船における甲板員の乗船履歴は実技免除の対象にならないのか。** |
| 甲板員の乗船履歴は実技免除の対象とはなりません。 |
| **Q52　移行講習の乗船実技科目の免除の証明に必要となる書類は。** |
| 講習の受講申請の際、次の書類を講習機関に提出してください。・乗船履歴証明書（小型旅客船用）又は乗船履歴証明書（遊漁船用）・以下に掲げるいずれかの書類　①船員手帳又は船員手帳記載事項証明書の写し　②使用者である船舶所有者から交付された労働条件通知書（小型旅客船の船長として乗船履歴を有する者）③使用者である遊漁船事業者が都道府県に届け出た業務規程の別表１の写し（遊漁船の船長として乗船した履歴を有する者）④海上運送法に基づく事業許可書、事業開始届出書、運航実績報告の写し等小型船舶の船長として乗船したことが分かる書類（上記①～③のいずれの書類による証明ができない者） |
| **Q53　移行講習の実技講習の免除を希望する場合、３月以上の船長としての乗船履歴は誰から証明してもらえば良いのか。例えば、個人で遊漁船業を営んでいる方は自己証明で良いのか。** |
| 　乗船履歴証明書は、一般的には使用者（社長であれば本人による証明）より証明を行うようにしてください。但し、自己所有の船舶に船長として乗船している場合や個人事業主の場合は、本人によって証明を行ってください。 |
| **Q54　旧特定操縦免許を持っているが、移行期間中に免許証の有効期間を更新したら経過措置の対象外になってしまうか。** |
| 　移行講習を修了していない状態で免許証を更新した場合も、経過措置期間中に限り従前どおり事業用小型船舶に船長として乗船可能です。なお、経過措置期間後は、旧特定操縦免許が抹消されるため、改めて新特定操縦免許を申請しない限り、事業用小型船舶に船長として乗船出来なくなりますが、旧特定操縦免許を持っていた方は、特定操縦免許講習のうち救命科目の免除を受けることが出来ます。 |
| **Q55** **移行講習を修了して移行講習修了証明書を受領した後、経過措置期間内まで（令和８年３月３１日まで）に新特定操縦免許への切り替え申請をしなかった場合は、移行講習修了証明書は新特定操縦免許申請の添付書類として認められなくなるのか。** |
| 旧特定操縦免許受有者が移行講習の修了証明書で新特定操縦免許への切り替えを申請することができるのは経過措置期間中に限られますので、計画的な受講及び申請をお願いいたします。 |
| **Q56　登録特定操縦免許講習機関として登録を受けるための具体的な手続きを教えてほしい。** |
| 　登録特定操縦免許講習機関の登録に関する手続きの詳細につきましては、国土交通省海事局海技課小型班（03-5253-8655）又はお近くの地方運輸局までお問い合わせください。 |